

## ○介護保険制度における境界層措置の運用にかかる実施要綱

平成13年4月1日施行

改正 平成17年10月 1日  
平成18年 4月 1日  
平成27年 4月 1日  
平成29年 8月 1日  
令和 3年 8月 1日

### 1 目的

この要綱は境界層該当者（介護保険制度において、本来の適用されるべき基準等を適用すれば、生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、当該より低い基準等を適用することとしている（以下「境界層措置」という。））に対し、生活の向上を図ることを目的とする。

### 2 対象

境界層措置は、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者
- (2) 令第29条の2の2第7項第2号又は第8項の規定が適用される要保護者
- (3) 令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定が適用される要保護者
- (4) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第83条の5第2号及び第97条の3第2号に掲げる要保護者
- (5) 規則第113条第4号に規定する要保護者
- (6) 規則第172条の2において準用する規則第83条の5第2号に掲げる要保護者

### 3 申請方法

境界層措置を受けようとする者は、第1号様式（様式略）による申請書に八王子市福祉事務所長の発行する「境界層該当証明書」及び「減額明細書」を添付して申請しなければならない。

### 4 境界層措置開始日

境界層措置を開始する日（以下「措置開始日」という。）は生活保護の却下に係る申請が行われた月又は生活保護が廃止された月の初日とする。

### 5 境界層措置の期間

境界層措置を行う期間は、措置開始日から措置開始日の属する年度の翌年度の7月末日まで（措置開始日の属する月が4月から7月までの場合は、当該年度の7月末日まで）とする。

### 6 境界層措置の手順

市長は、境界層措置該当者に対し、境界層該当証明書に記されている金額（以下「減額

金額」という。)に達するまで、次に掲げる(1)から(5)の順に措置を行う。

- (1) 令第35条第3号及び規則第113条第4号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。
- (2) (1)に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月厚生労働省告示第414号）及び介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額（平成17年9月厚生労働省告示第418号）の規定に基づき、より低い居住費の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用することとする。
- (3) (1)及び(2)に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月厚生労働省告示第413号）及び介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額（平成17年9月厚生労働省告示第417号）の規定に基づき、より低い食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額を適用することとする。
- (4) (1)から(3)までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、令第22条の2の2第7項第2号又は同条第8項及び令第29条の2の2第7項第2号又は同条第8項の規定に基づき、より低い上限額（1月につき24,600円又は15,000円）を適用することとする。
- (5) (1)から(4)までに係る境界層の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、保険料額について、令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合を適用することとする。

## 7 減額の決定

市長は、上記6の(1)から(5)によって決定された減額金額については第2号様式（様式略）による決定通知書を境界層措置該当者に対し送付するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。